

整備項目表（公共交通機関の施設）

1 公共交通移動等円滑化経路

整備項目	整備基準	整備状況	摘要	
公共交通移動等円滑化経路	経路 公共用通路と公共輸送車両等の乗降口との間の経路	有・無		
	段の有無	有・無		
	(有の場合)			
	傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の併設	有・無		
	旅客施設に隣接しており、かつ、旅客施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路、エレベーター又はエスカレーターを利用することにより、障害者、高齢者等が旅客施設の営業時間内において常時公共用通路と公共輸送車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合	有・無		
	管理上の理由によりエレベーターその他の昇降機を設置することが困難な場合	有・無		
	出入口の構造	有効幅90cm以上	cm	
		戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差なし（傾斜路を併設する場合を除く。）	適・否	
	通路等	幅員140cm以上 （構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近と50m以内ごとに車いすが転回できる場所を設置し、幅員120cm以上）	cm	
		戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差なし（傾斜路を併設する場合を除く。）	適・否	
		照明設備の設置	有・無	
	傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の構造	有効幅120cm（階段に併設する場合90cm）以上	cm	
		勾配1／12（高さ16cm以下の場合1／8）以下	1／	
		高低差75cm以内ごとの踏幅150cm以上の踊場の設置	cm	
		縁端部への5cm以上の立ち上がり又は側壁の設置	有・無	

エレベーター	かご及び昇降路の出入口の有効幅80cm以上	cm	
	かごの奥行き135cm以上	cm	
	乗降ロビーは高低差なし、有効幅及び奥行きそれぞれ150cm以上	有効幅 cm 奥行き cm	
	かご内及び乗降ロビーに、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置の設置	有・無	
	かご内に、停止予定階及び現在位置を表示する装置の設置	有・無	
	乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置	有・無	
	かごの有効幅140cm以上	cm	
	かごは車いすの転回に支障がない構造	適・否	
	かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸の開閉状況を確認できる鏡の設置	有・無	
	かご内に、手すりの設置	有・無	
	かご及び昇降路の出入口の戸にガラス等がはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設置されていることにより、かごの内外で互いに視認できる構造	適・否	
	多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーターの設置（上記規定ほか）*	有・無	
	かご内に、到着階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置の設置	有・無	
	かご内及び乗降ロビーの制御装置は、視覚障害者が円滑に操作できる構造 1 文字等の浮き彫り 2 音声による案内 3 点字及び前2号に類するもの	有・無 有・無 有・無	
かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置の設置	有・無		
特殊な構造又は使用形態の昇降機の設置	平成12年建設省告示第1413号第1第9号に規定するもの	適・否	
	かごの有効幅70cm以上かつ奥行き120cm以上	有効幅 cm 奥行き cm	
	車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合、かごの有効幅及び奥行きを十分に確保	適・否	
	かご及び昇降路の出入口の戸にガラス等がはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設置されていることにより、かごの内外で互いに視認できる構造	適・否	

エスカレーター	上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置 (専ら一方方向に移動する場合を除く。)	有・無	
	滑りにくい材料による踏み段の表面及びくし板の仕上げ	適・否	
	昇降口において、同一平面上に3枚以上の踏み段	適・否	
	明度差等により踏み段相互の境界を容易に識別できる配色	適・否	
	明度差等によりくし板と踏み段との境界を容易に識別できる配色	適・否	
	上端及び下端に近接する通路に、進入の可否を表示	有・無	
	有効幅80cm以上**	cm	
	踏み段の面を車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造、かつ、車止めの設置**	適・否	

- 注 1 *印の整備基準については、自動車の駐車のために供する施設に設けるものを除く。
 2 **印の整備基準については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。

2 通路等

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
通路等	粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	
	段の構造		
	1 両側への手すりの設置	有・無	
	2 手すりの端部付近への階段の通ずる場所を示す点字の設置	有・無	
	3 回り階段でないこと	適・否	
	4 粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	
	5 識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造	適・否	
	6 側面が壁でない場合の立ち上がりの設置	有・無	
	7 照明設備の設置	有・無	
8 高低差300cm以内ごとの踏幅150cm以上の踊場の設置	cm		

3 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路	両側への手すりの設置	有・無	
	粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	
	傾斜がある部分と踊場の部分の色が識別しやすい	適・否	
	側面が壁でない場合の立ち上がりの設置	有・無	

4 エスカレーター

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
エスカレーター	行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備の設置	有・無	

5 階段

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
階段	両側への手すりの設置	有・無	
	手すりの端部付近への階段の通ずる場所を示す点字の設置	有・無	
	回り階段でないこと	適・否	
	粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	
	識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造	適・否	
	側面が壁でない場合の立ち上がりの設置	有・無	
	照明設備の設置	有・無	
	高低差300cm以内ごとの踏幅150cm以上の踊場の設置	cm	

6 視覚障害者公共交通移動等円滑化経路

整備項目	整備基準	整備状況	摘要	
視覚障害者公共交通移動等円滑化経路	経路 通路その他これに類するものであって、公共用通路と公共輸送車両等の乗降口との間の経路を構成するもの	有・無		
	構造	視覚障害者誘導用ブロック又は音声等による誘導設備の設置*	有・無	
		エレベーターの乗降ロビーに設ける制御装置、出入口の案内設備（音声によるものを除く。）、便所の出入口及び乗車券等販売所までの経路への視覚障害者誘導用ブロック等の設置	有・無	
		階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等への点状ブロック等の設置	有・無	

注 *印の整備基準については、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する2以上の設備がある場合であって、当該2以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該2以上の設備間の視覚障害者公共交通移動等円滑化経路を除く。

7 案内設備

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
案内設備	公共輸送車両等の運行（運航を含む。）に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備の設置	有・無	
	移動等円滑化のための主要な設備又は案内板等の設備の付近について、当該設備があることを表示する標識（日本工業規格Z8210に適合するものに限る。）の設置	有・無	
	公共用通路に直接通ずる出入口（鉄道駅にあっては改札口）の付近について、移動等円滑化のための主要な設備の配置を表示した案内板等の設置	有・無	
	障害者、高齢者等に配慮した高さ、文字の大きさ等（必要に応じた図、記号又は外国語による表示）による案内板等の表示	適・否	
	案内板等への視覚障害者に配慮した設備の設置 1 文字等の浮き彫り 2 音声による案内 3 点字及び前2号に類するもの	有・無 有・無 有・無	
	視覚障害者及び聴覚障害者に配慮した誘導灯の設置	有・無	

8 便所

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
便所(1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上))	便所の出入口付近について、男子用及び女子用の区分等を点字等の方法により視覚障害者に示すための設備の設置	有・無	
	車いす使用者用便房の設置	有・無	
	車いす使用者用便房の構造 1 便房及び便所の出入口の有効幅それぞれ80cm以上 2 自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の便房及び便所の出入口の戸 3 便房及び便所の出入口における車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けない構造 4 滑りにくい材料による床面の仕上げ	便房 cm 便所 cm 適・否 適・否 適・否	
	水洗器具の設置	有・無	
	水洗器具の構造 1 車いす使用者の利用に配慮した高さで、車いす使用者が利用しやすい下部空間の設置 2 両側への手すり又はこれに類するものの設置 3 操作が容易な水栓器具	有・無 有・無 有・無	
	便所出入口付近における車いす使用者用便房を設置している旨の見やすい表示	有・無	
	男子用小便器のある便所	床置き式の小便器又は壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)で、かつ、両側に手すりが適切に配置されているものその他これらに類する小便器の設置(1以上)	有・無

9 乗車券等販売所等

整備項目	整備基準	整備状況	摘要	
乗車券等販売所等 (1以上)	粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否		
	通路等 (1以上)	段の構造 1 両側への手すりの設置 2 手すりの端部付近への階段の通ずる場所を示す点字の設置 3 回り階段でないこと 4 粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ 5 識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造 6 側面が壁でない場合の立ち上がりの設置 7 照明設備の設置 8 高低差300cm以内ごとの踏幅150cm以上の踊場の設置	有・無 有・無 適・否 適・否 適・否 有・無 有・無 cm	
		幅員140cm以上 (構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近と50m以内ごとに車いすが転回できる場所を設置し、幅員120cm以上。)	cm	
		戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差なし (傾斜路を併設する場合を除く。)	適・否	
		照明設備の設置	有・無	
	出入口の構造	有効幅90cm以上	cm	
		戸は、自動的に開閉する構造、その他車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造、かつ、その前後に高低差なし (傾斜路を併設する場合を除く。)	適・否	
	カウンター (1以上)	車いす使用者の利用に配慮した高さ	cm	
		車いす使用者が利用しやすい下部空間の設置	有・無	
		聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備の設置及びその表示(勤務する者を置かないものを除く)	有・無	

10 券売機

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
券売機(1以上)	車いす使用者の利用に配慮した金銭投入口及び操作ボタンの高さ等	適・否	
	金銭投入口及び操作部分等並びに操作方法の表示について視覚障害者に配慮した設備の設置 1 文字等の浮き彫り 2 音声による案内 3 点字及び前2号に類するもの	有・無 有・無 有・無	
	券売機の前方又は横方向に水平スペースを確保	有・無	

11 休憩設備

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
休憩設備(1以上)	障害者、高齢者等の休憩の用に供する設備の設置	有・無	

12 改札口

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
改札口	有効幅80cm以上 (鉄道駅において公共交通移動等円滑化経路に改札口を設ける場合、1以上。)	cm	
	車いす使用者の通過に支障となる段を設けない構造	適・否	
	自動改札機又はその付近に、自動改札機への進入の可否を容易に識別できる方法で表示(鉄道駅において自動改札機を設ける場合)	有・無	

13 プラットホーム

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
プラットホーム	プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、小さいものであること（構造上の理由により当該間隔が大きい場合は、旅客に対する警告設備を設置。）	適・否	
	プラットホームと鉄道車両の旅客用乗降口の床面とは、平らであること	適・否	
	プラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面とのすき間・段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、円滑な乗降のための設備を1以上設置	有・無	
	排水のための横断勾配1/100を標準 （ホームドア等が設置された場合を除く。）	1 /	
	粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	
	ホームドア又は可動式ホームさくの設置* （旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあっては、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備の設置。）	有・無	
	ホームドア、可動式ホームさく、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備の設置**	有・無	
	プラットホームの線路側以外の端部にさくの設置（旅客が転落するおそれのない場合を除く。）	適・否	
	列車の接近を文字等により警告する設備の設置及び音声により警告する設備の設置（ホームドア等が設置されている場合を除く。）	適・否	
	照明設備の設置	有・無	
	車いす使用者が利用できる部分に通ずる旅客用乗降口の停止する位置を表示（この位置が一定しない場合を除く。）	適・否	

注 1 *印の整備基準は、発着するすべての鉄道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットホーム（鋼索鉄道に係るものを除く。）について記入すること。

2 **印の整備基準は、*の対象となるプラットホーム以外のものについて記入すること。

1 4 バスターミナルの乗降場

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
バスターミナルの乗降場	粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	
	乗降場の縁端のうち、自動車用場所に接する部分には、さく、点状ブロックその他の視覚障害者の自動車用場所への進入防止設備の設置	有・無	
	乗降場に接して停留する自動車に車いす使用者が円滑に乗降できる構造	適・否	

注 自動車用場所は、誘導車路その他の自動車の通行、停留又は駐車のために供する場所をいう。

1 5 旅客船ターミナルの乗降用設備

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
旅客船ターミナルの乗降用設備	車いす使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造	適・否	
	有効幅90cm以上	cm	
	手すりの設置	有・無	
	粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否	
	視覚障害者の水面への転落を防止するためのさく等の設置	有・無	

注 乗降用設備その他波浪による影響により旅客が転倒するおそれがある場所及び着岸する船舶により経路が一定しない部分については、6の項の定めにかかわらず、視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。

16 航空旅客ターミナル施設の保安検査場及び旅客搭乗橋

整備項目	整備基準	整備状況	摘要
航空旅客ターミナル施設の保安検査場及び旅客搭乗橋	保安検査場	車いす使用者その他の門型の金属探知機による検査を受けることのできない者が通行するための通路の設置	有・無
		通路の有効幅90cm以上	cm
		聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備の設置及び当該設備を保有している旨の表示	有・無
	旅客搭乗橋	有効幅90cm以上	cm
		旅客搭乗橋の縁端と航空機の乗降口の床面とのすき間又は段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車いす使用者の円滑な乗降のための設備を1以上設置	有・無
		勾配1/12以下	1/
		手すりの設置	有・無
		粗面又は滑りにくい材料による表面の仕上げ	適・否
		各航空機の乗降口に通ずる改札口のうち1以上の改札口の有効幅80cm以上	cm